

基本法条項	第1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	
	基本指針枠組み案	記載すべき事柄(案)
第十一条1	1)アレルギー疾患対策基本指針の位置づけ アレルギー疾患対策基本法(平成26年6月27日法律第98号)第十一	
第三～九条	2)基本的な考え方	
	①基本法の基本理念 ア)重症化予防及び症状の軽減のための総合的な施策による生活環境の改善 イ)居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること ウ)適切な情報入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること エ)アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること ②関係者等の責務 ア)国の責務 イ)地方公共団体の責務 ウ)医療保険者の責務 エ)国民の責務 オ)医師その他の医療関係者の責務 カ)学校等の設置者又は管理者の責務	ア)～エ)を基本理念とする。 ・国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。 ・医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。 ・国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。 ・医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。 ・学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設(以下「学校等」という。)の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

基本指針枠組み案		記載すべき事柄(案)
＜今後の取組の方針及び取組が必要な事項＞		
第十四条 (第十二 条)	1) アレルギー疾患の重症化予防及び症状軽減に関する知識、教育の普及	
	①生活環境のアレルギー疾患への影響についての啓発及び知識の普及	・最新の情報に基づいた正しい知見や情報の提供(法)
	②学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進	・学校におけるアレルギー疾患のある児童生徒等への理解や適切な対応を図るため、養護教諭を中心とした教職員への研修
第十五条 (第十二 条)	③その他	・HPを活用したアレルギー疾患に関する知識、教育の普及
	2) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する生活環境の改善	
	①大気汚染の防止	・大気汚染の防止(法)
	②森林の適正な整備	・森林の適正な整備(法)
	③アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実	・アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実(法) ・アレルギー物質を含む食品に関する表示等についての科学的検証
	④建築構造等の改善の推進	・建築構造等の改善の推進(法)
	⑤その他	

第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	
	記載すべき事柄(案)
第十六条	基本指針枠組み案 ＜今後の取組の方針及び取組が必要な事項＞ 1) 学会と連携した医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るための措置 ・アレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者の育成(法) ・非専門医の質の向上 ・関係学会や医師会等と連携した研修会の実施 ・関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の有効活用 ・大学等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実
	2) 居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関の整備 ・最新の正しい医学的根拠に基づいた標準治療の普及及び均てん化(関係学会及び医師会と協力) ・各医療圏におけるアレルギー疾患医療に係る医療従事者の人材育成 ・人材育成により、アレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者の地域偏在に起因する医療格差を是正 ・HP等を通じたアレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者及びアレルギー疾患医療提供機関の周知
第十七条	3) 成育医療研究センター、国立病院機構、その他医療機関の連携協力体制の整備 ・成育医療研究センター及び国立病院機構相模原病院を中心に、アレルギー疾患医療に関する最新の正しい情報の提供、医療従事者の育成、研究を推進

第4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項		
基本指針枠組み案		記載すべき事柄(案)
＜今後の取組の方針及び取組が必要な事項＞		
第十九条	1) 疫学研究、基礎研究及び臨床研究の促進、並びに成果が活用されるための施策	
	①アレルギー疾患の本態解明	・アレルギー疾患の本態解明(法)
	②革新的なアレルギー疾患の予防、診断、治療方法の開発	・革新的なアレルギー疾患の予防、診断、治療方法の開発(法)
	③その他の罹患率の低下、重症化予防、症状軽減に資する事項	・疫学研究の充実及びそれに基づいた標準治療の確立、普及、均てん化に向けた研究の推進 ・エビデンスに基づいたガイドラインの作成 ・標準治療の普及や均てん化を行うための方法、定期的な評価方法、フィードバック方法の研究、開発
	2) 医薬品、医療機器等の治験迅速化のための環境整備	・アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の治験の迅速化に向けた環境の整備(法)

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項		
基本指針枠組み案		記載すべき事柄(案)
第十八条	1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持、向上のための施策に関する事項	
	①保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成	・関係学会等と連携し、研修会等を実施 ・関係学会等が有するアレルギー専門資格の認定制度の有効活用 ・学校等の教育におけるアレルギー分野の更なる充実
	②アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に必要な施策 ア) アレルギー疾患医療を適切に提供するための学校、職場等と医療機関との連携協力体制の確保 イ) 学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、福祉的、教育的援助に関する研修の機会の確保	・学校、保育所、その他子どもが集まる場所と地方公共団体、医療機関との協力体制の確保に努める ・アレルギー疾患の正しい知識の習得、訓練(法) ・学校におけるアレルギー疾患のある児童生徒等への理解や適切な対応を図るため、養護教諭を中心とした教職員への研修
	ウ) アレルギー疾患を有する者、その家族に対する相談体制の整備 エ) アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための教育推進	・関係学会等と連携したアレルギー相談センター事業の充実 ・既存資料やアレルギー疾患対策総合Webサイト等を活用した周知
	オ) その他	
第二十条	2) 地域の事情に応じたアレルギー疾患対策の推進 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の实情に応じ、第十四条から第十八条の施策を講ずるよう努めなければならない。	・地域の实情に応じた施策(法) ・地方公共団体は、アレルギー疾患を統括するアレルギー疾患部署または担当者を設置するよう努める
	3) 災害時の対応	国は地方公共団体と連携しながら以下対応に努める。 ・平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備に努める。 ・災害時において、アレルギー対応食等の集積のため、特殊食品ステーション等を速やかに設置し、適切なタイミングでの提供に努める。 ・災害時において、関係学会等と連携し、アナフィラキシー等の重篤な状態の発生を事前に予防するよう、HPやパンフレット等を用いた周知に努める。 ・災害時において、学会等と連携し、メール等を用いた患者、医療従事者向け相談窓口の構築に努める。
第七条	4) 国民の責務に基づく取り組み	・国民一人一人が、正しい知識を習得し、正しい情報を選択し、適切な対応を取るよう努める(法)
第十条	5) 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化	・必要な事業を進めるために要する予算の確保と配分(法)
第十一条6	6) アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告	・少なくとも5年毎に本指針の見直しを行う(法) ・アレルギー疾患対策を継続的に進めるため、協議会を定期的に開催する。 ・見直しに必要な、継続的な疫学データ及び新しい知見の収集、分析等を行う。そのために必要な研究等は、これを積極的に行う